

唐津市スポーツ・文化合宿等助成事業【要項】

(助成申請期間：令和7年4月～令和10年6月28日まで)

第2版

唐津市スポーツ・文化合宿等助成事業【要項】

(助成申請期間：令和7年4月～令和10年6月 28 日まで)

唐津市内に宿泊し、且つ唐津市内でスポーツ及び文化の合宿・大会・会議・研修会等を開催する、団体又は個人の主催者そして参加者に対し、事業費の範囲内で助成を行います。
なお、本事業は唐津市から業務委託を受けて実施しています。

1. 助成の対象者について

(1) 唐津市内でスポーツ及び文化の合宿・大会・会議・研修会等を行う、団体又は個人の主催者そして参加者が助成の対象者となります。なお、旅行会社の方は申請できません。

(2) 助成対象者が、次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金を交付できません。

ア 暴力団、暴力団員

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2. 助成の条件について

(1) 令和7年4月1日から令和10年6月29日の間に開催する合宿・大会・会議・研修会等であることを条件とします。

(2) 唐津市内で開かれるスポーツ・文化の合宿・大会・会議・研修会等であることが条件です。

※ 唐津市内泊でも、大会・会議等が全て他の市町村で開催される場合は対象外です。

(3) 唐津市内で、「旅館業法」に基づく営業許可を得た施設に宿泊することを条件とします。

但し、「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」までが対象で「下宿営業」は対象外とします。

(4) 宿泊費は、1人1泊あたり3千円(税込)以上であることを条件とします。

※ 助成の条件を満たす場合は応援団も助成の対象となります。

(5) 政治的及び宗教的活動を目的としたものではないことを条件とします。

3. 助成の金額について

宿泊した延べ泊数に1,500円を乗じた額とします。

但し、1申請あたり上限は30万円、1申請者あたりの年度内申請可能回数は2回までとします。

4. 助成対象となる合宿・大会等の開催期間について

令和7年4月1日から令和10年6月29日の間に開催する合宿・大会等で、令和10年6月29日の宿泊分までが助成の対象となります。

但し、対象期間内であっても、あらかじめ年度毎に取り決めた事業費の上限に達した場合は、その年度の受付を一旦止めますのでご注意ください。

5. 助成の申請期間について

令和7年4月1日から令和10年6月28日までが申請可能な期間ですが、年度を超えた助成金の申請（例：令和7年度に令和8年度分を申請する等）については、以下のように運用をします。

- (1) 令和8年4月1日開催から令和9年3月31日開催までの合宿や大会等(3/31泊まで)
申請の受付開始：令和7年10月1日(水)～
- (2) 令和9年4月1日開催から令和10年3月31日開催までの合宿や大会等(3/31泊まで)
申請の受付開始：令和8年10月1日(木)～
- (3) 令和10年4月1日開催から令和10年6月29日開催までの合宿や大会等(6/29泊まで)
申請の受付開始：令和9年10月1日(金)～

なお、合宿・大会等が開催される前日までに、申請し受理されたものが対象となります。事後申請は認められませんのでご注意願います。

また、申請期間内であっても、あらかじめ年度毎に取り決めた事業費の上限に達した場合もあります。必ず申請書を提出する前に、協会あてに確認をしていただくようお願いいたします。

6. 助成の申請手続きについて

- (1) 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、『利用申請書（様式1）』に必要事項を記入のうえ、必要資料を添付して唐津観光協会に提出し受付番号を受けることが必要です。
- (2) 中止する場合、又は計画を変更する場合は、『変更・取下申請書（様式2）』を唐津観光協会に提出し、受付番号を得ることが必要です。
但し、日程や予定人数など軽微な変更については、申請が不要な場合もありますので、事前に唐津観光協会へお問い合わせください。

7.実績報告並びに助成金の交付について

(1) 申請者は、対象となる合宿・大会等が終了した日から30日以内、もしくは、

①令和 7年度中に開催したものは、令和 8年3月31日のいずれか早い日までに、

②令和 8年度中に開催したものは、令和 9年3月31日のいずれか早い日までに、

③令和 9年度中に開催したものは、令和10年3月31日のいずれか早い日までに、

④令和10年度中に開催したものは、令和10年6月30日のいずれか早い日までに、

『実績報告書(様式3-1)』、『宿泊証明書(様式 3-2)』を唐津観光協会に提出してください。

(2) 実績報告書を受けた場合、会長はその内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定するとともに、その額を確定し『確定通知書(様式 4)』を発送します。

(3) 確定通知書を受け取った申請者は、すみやかに振込先を記載した『請求書(様式 5)』を、一般社団法人唐津観光協会会長宛に提出してください。

※ メールに PDF で添付する等、請求書の電子化も可とします。

※ 請求書に公印(角印)の押印がなくとも可とします。

(4) 会長は、助成金の交付決定を受けた者または助成金の交付を受けた者が虚偽の申請または報告、この要項の規定に違反したときは、助成金の交付決定を取り消し、または既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることがあります。